

東京都世田谷区駒沢一丁目3番8-107号 坂本 剛史(komaichi&cafe) 殿

東京都正規雇用等転換促進助成金支給決定通知書

平成29年9月29日付で申請のあった東京都正規雇用等転換促進助成金については、下記のとおり 支給する。

平成30年4月27日

記

第1 支給決定額

金 500,000 円

第2 支給決定額の内訳

この支給に係る内訳は、次のとおりとする。

区	分	転換等人数(A)	支給単価(B) ()内は大企業事業主	支給決定額(C=A×B)
有期⇒	正 規	.1人	50万円(40万円)	500,000 円
有期⇒	無期	0人	20万円(15万円)	0円
無期⇒	正規	0人	30万円(25万円)	0円
中退共	加算	人0	10万円	0円
· 計				500,000円

第3 通則

助成事業主は、助成事業を行うに当たっては、この文書に定めるもののほか、東京都補助金等交付 規則(昭和37年東京都規則第141号)及びこれに基づく依命通達(昭和37年12月11日付37財主調 発第20号)並びに東京都正規雇用等転換促進助成金支給要綱の定めに従わなければならない。

第4 支給条件

- 1 正社員化コースの取り消しにかかる報告 助成事業主は、正社員化コースの取消決定や返還命令があった場合には、速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 決定の取消し
- (1) 知事は、助成事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の支給決定の全部又は 一部を取り消すことができる。
 - ア 正社員化コースの取消しや返還請求があったとき。
 - イ 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたとき。
 - ウ その他助成金等の支給の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく 命令に違反したとき。
 - エ 支給決定を受けた者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業 員若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。